

26 主税調第 11 号
平成 26 年 5 月 19 日

東京都税制調査会会長 殿

東京都知事 舛添 要一

貴会に下記の事項を諮問します。

記

1 諮問事項

地方分権の時代にふさわしい地方税制、国・地方を通じた税制全体のあり方、今後の我が国の地方法人課税のあり方、その他これらに関連する諸制度について意見を求める。

2 趣旨

グローバル化の進展により国際競争が激化する中、我が国は、人口減少社会に突入し、世界に類を見ない速度で少子・高齢化が進んでいる。社会保障制度の綻び、国・地方の危機的な財政状況、環境問題、災害対策など、様々な課題に直面している。こうした諸課題に的確に対応し、将来世代を含めた都民、国民が未来に希望を抱くことができる社会経済を築いていかななくてはならない。

昨今、法人実効税率や地方財政調整制度をめぐって地方法人課税のあり方に大きな影響を与える議論が活発化している。地方法人課税は、企業の生産活動を支える地方自治体の公共サービスに必要な財源を賄うためのものである。真の地方自治を実現するためにも、地方税財源を奪う動きには的確に反論していく必要がある。

このため、地方税制、国・地方を通じた税制全体のあり方、その他これらに関連する諸制度等について、提言を求めるものである。